

# 第1章

## 改訂にあたって



## 1 改訂の趣旨と背景

調布市では、男女共同参画社会を形成するため調布市の施策の基本方針を示すものとして平成 24 年度から平成 33 年度までを計画期間とする「調布市男女共同参画推進プラン（第 4 次）」（以下「男女プラン」という。）を策定し、施策に取り組んできました。

この間、平成 25（2013）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正が行われました。また、平成 27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が新たに制定され、女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定は地方公共団体の努力義務となりました。

こうした社会の変化から、女性の意思決定への参画、ワーク・ライフ・バランス\*の必要性がこれまで以上に求められています。

平成 23（2011）年の東日本大震災、平成 28（2016）年の熊本地震の経験から地域防災対策のあり方について、男女共同参画の視点が必要となっています。平成 28（2016）年 3 月には、調布市男女共同参画推進センター（以下「男女センター」という。）運営委員会\*より災害時における男女センターの役割に関する提言が提出されました。

市では、男女共同参画に関する取組を進めていますが、社会状況の変化等により生じた新たな課題に対応するため、男女プランの理念を継承し、男女プランの一部を改訂します。

### \*ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりが、子育てや介護、自己啓発、地域活動といった仕事以外の生活と仕事を自分が望むバランスで実現できるようにすることをいいます。

### \*男女センター運営委員会

男女センターの円滑な運営と、男女共同参画社会の実現に向けた事業について、年 4 回程度会議を開催し、検討しています。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 23 条第 1 項に基づき、調布市内において女性の職業生活の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、平成 28 年度より男女センター運営委員会を、関係機関により構成される協議会として位置付けています。

## 2 改訂版の性格

- (1) 男女プランの理念を継承し、時代の変化や法律の改正を加味し必要な見直しを行ったものです。
- (2) 女性活躍推進法を反映させたものです。
- (3) 男女センター運営委員会より提出された、災害時における男女センターの役割に関する提言を反映させたものです。
- (4) 平成 22 年度から 26 年度までを計画期間とした「調布市配偶者暴力防止及び被害者支援基本計画」を、「基本目標 1（人権の尊重と擁護）の主要課題 2（配偶者からの暴力等のあらゆる暴力の根絶）の中に位置付けたものです。

### 【男女プランの性格】

- (1) 男女共同参画社会を形成するために調布市の施策の基本方針を示すものです。
- (2) 国の「男女共同参画社会基本法」「男女共同参画基本計画（第3次）」及び都の「男女平等参画基本条例」「男女平等参画のための東京都行動計画（チャンス&サポート東京プラン 2007）」の趣旨を踏まえて策定したものです。
- (3) 「調布市基本計画」との整合を図りつつ、その個別計画として策定したものです。
- (4) 基本目標 1（人権の尊重と擁護）の主要課題 2（配偶者からの暴力等のあらゆる暴力の根絶）は、「調布市配偶者暴力防止及び被害者支援基本計画」に繋がります。

## 3 計画期間

改訂版の計画期間は、平成 29 年度から 33 年度までの 5 年間とします。

## 第2章

# 基本的な考え方



## 1 基本理念

### 「未来に向かって進めよう、ともに参画するまち、調布」

男女が互いの人権を尊重し、それぞれの能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画することができる男女共同参画社会を築いていくことは、女性と男性がともに歩み生きていくために必要な条件です。

また、誰もが自分らしい生き方を選択でき、仕事や子育て、介護など生活の調和が図られた社会は、私たちの目標です。

調布市では、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取組を行っていますが、まだ道半ばにあります。

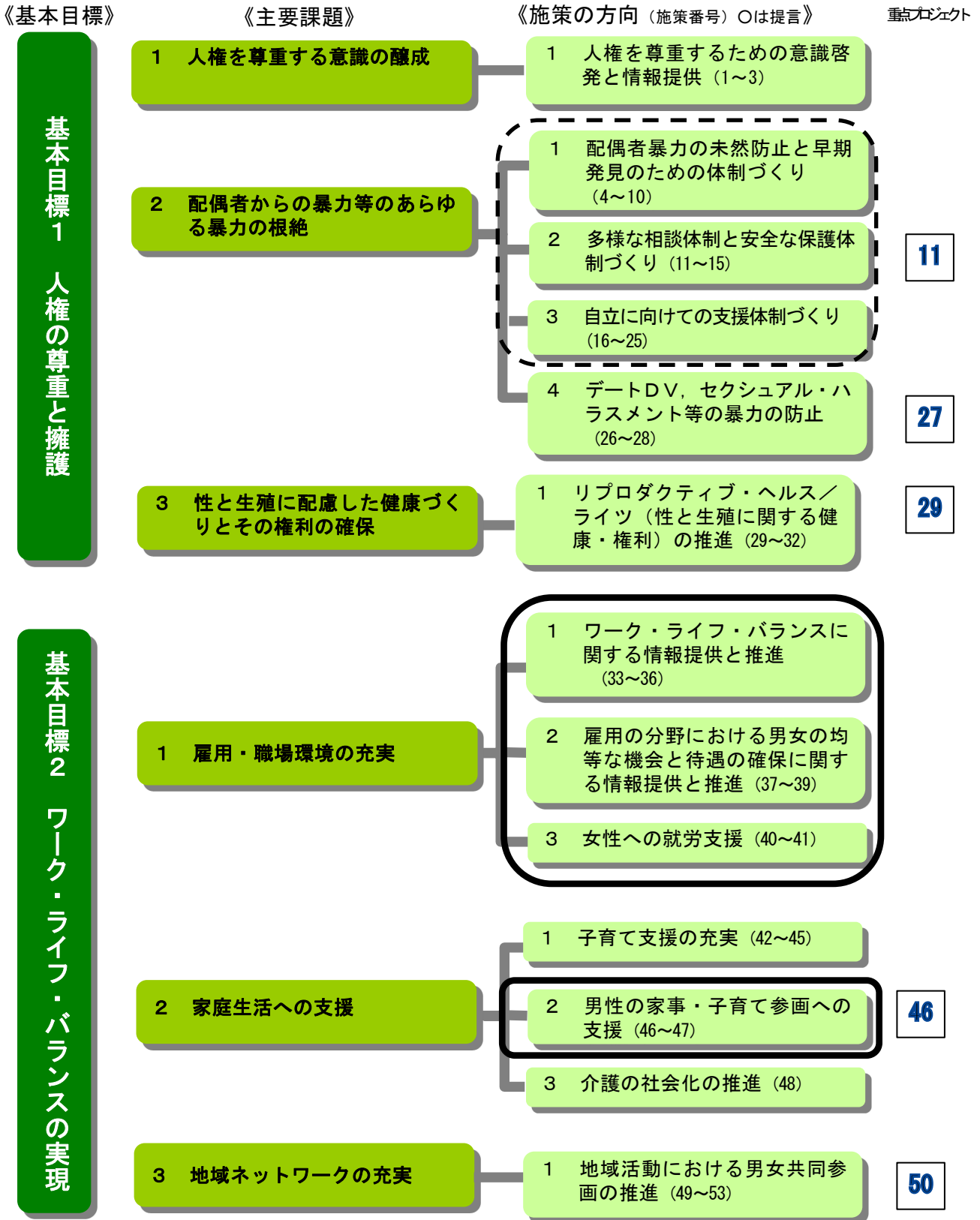
こうした現状から、今後さらに取組を発展させ、私たちのため、そして次代を担う子どもたちのために「未来に向かって進めよう、ともに参画するまち、調布」を基本理念として施策を推進していきます。

## 2 基本目標

前記の基本理念に沿って、次の4つの基本目標を設定し、その形成を目指します。

- 基本目標 1 人権の尊重と擁護
- 基本目標 2 ワーク・ライフ・バランスの実現
- 基本目標 3 男女共同参画社会への推進体制づくり
- 基本目標 4 モデル事業所づくり

### 3 施策体系



○は「調布市配偶者暴力防止及び被害者支援基本計画」に相当

□は「女性活躍推進法」第6条の2に基づく市町村推進計画として位置づけ

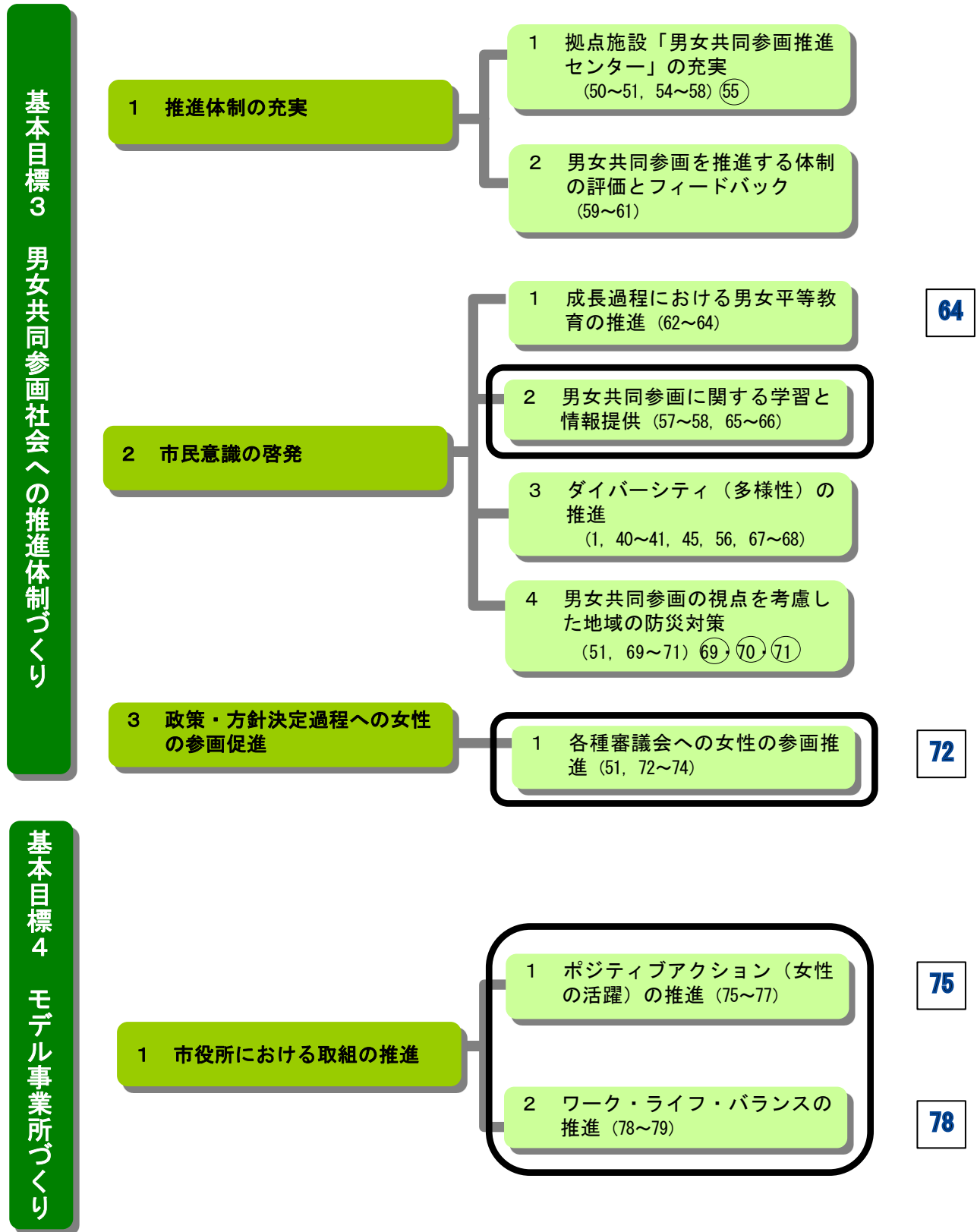


《基本目標》

《主要課題》

《施策の方向（施策番号）○は提言》

重点プロジェクト



## 4 重点プロジェクト

「未来に向かって進めよう、ともに参画するまち、調布」を実現するため、4つの基本目標のそれぞれについて次の4項目を重点プロジェクトとして位置付け、その進捗よく状況を測るための指標を設定します。

